

細 則

第1条 登録手数料

会則第6条における1名あたりの登録手数料は、次の通りとする。

登録手数料	3,000円(税抜)
-------	------------

第2条 会費

1. 本クラブの会費の月額(当月1日から当月末日まで)は、会員種別に応じて次の通りとする。

種別	月額(税抜)
正会員	9,300円
デイトム会員	7,300円
ホリデー会員	6,800円
正会員(B)	11,300円
ナイト会員	6,800円
家族会員(1名)	8,300円
90分会員	5,500円

2. 会員は、入会時に2ヶ月分の会費を現金で支払うものとする。なお、入会初月度に限り、月の途中から利用を開始する場合、初回利用日に該当する1ヶ月目の会費のみ、第4条に定めるところにより、利用開始日に応じて調整した金額を支払うものとする。
3. 3ヶ月目以降の月額会費は、毎月26日までに翌月分の会費を預金口座振替、または自動払込の方法により支払うものとする。なお、26日が金融機関の休業日の場合、翌営業日とする。
4. 90分会員の利用は1日1回限りとする。1回の利用時間が90分を超えた場合は、超過料金を支払うものとする。

1分以上10分未満 300円(税抜)

10分以上20分未満 600円(税抜)

以降、10分毎に300円(税抜)を支払うものとする。

※収納代行会社はSMBCファイナンスサービス株式会社とする。なお、収納代行会社への手続完了までは毎月27日を振替日とする。

第3条 会費の年一括払い ※新規・変更受付終了

1. 会員が1年(12ヶ月)分の会費を一括で支払うことを選択した場合、年一括払い会費は次の通りとする。

種別	年一括会費(税抜)	半年一括会費(税抜)
正会員(A)	102,300円	53,000円
正会員(B)	124,300円	64,409円
家族会員(1名)	91,300円	47,309円
デイトム会員	80,300円	41,609円

2. 会員は、入会2年目以降も年一括払いを選択する場合には、前年度の最終月の26日までに前項に定める会費を新年度分として預金口座振替、または自動払込の方法により本クラブに支払うものとする。

3. 年一括払いで会費を支払った会員が途中退会する場合、支払い済みの年一括会費の起算日から経過した月数に乗算出される金額から解約手数料(月額1ヶ月分相当額)を差し引き、残された金額のみ返還する。この場合に基準とする1ヶ月分の月額会費は、第2条の種別毎に定めた金額を基準に計算する。なお、会費の返還は無利息とする。

※収納代行会社はSMBCファイナンスサービス株式会社とする。なお、収納代行会社への手続完了までは毎月27日を振替日とする。

第4条 入会初月度の会費

細則第2条第2項における入会初月度の会費は、次の通りとする。調整の範囲は、利用開始月の16日から当月末日までに利用を開始する場合に適用する。

種別	16日以降利用開始 月額(税抜)
正会員	4,650円
デイトム会員	3,650円
ホリデー会員	3,400円

第5条 会費の割引制度「ねん割」 ※新規・変更受付終了

1. 会員が、新規入会時に1年以上の利用継続に同意し割引制度「ねん割」を選択した場合、会費は次の通りとする。

種別	月額(税抜)
正会員	8,834円
デイトム会員	6,934円
ホリデー会員	6,460円

2. 「ねん割」の適用は利用開始月から12ヶ月とし、経過後は、細則第2条第1項の会費に自動変更となる。

3. 「ねん割」の適用期間中に、他のキャンペーンなどにより「ねん割」の割引率を超える割引が適用される場合、その月の会費には、本割引は適用されない。なお、この場合、当初の「ねん割」適用終了月は変更されない。

4. 「ねん割」の適用期間中に会員種別を変更される場合、当初の「ねん割」適用期間終了月は変更されない。

5. 「ねん割」の適用期間中に退会される場合、退会届提出時の解約手数料を「ねん割」月額1ヶ月分とする。

第6条 変更手数料

会則第10条における本クラブの変更手数料は、1回につき1,000円(税抜)とする。

第7条 ビジター料金

会則第18条第2項におけるビジター料金は、1名1回につき3,000円(税抜)とする。但し、本クラブは、会員並びに地域へのサービスのために、無料等の特別優待券付または上記以外の金額でビジター利用を受付ける場合がある。

第8条 会員証の再発行

会則第15条第4項における会員証の再発行料は、1会員証につき1,000円(税抜)とする。

第9条 入会手続きに必要な書類

本クラブに入会する者は、入会申込時に次の書類等を提出しなければならない。

- ①入会申込書
- ②健康申告書
- ③キャッシュカード
- ④通帳届出印鑑
- ⑤運転免許証・保険証などの本人確認書類
- ⑥その他健康証明書等、本クラブが会員サービスの提供と案内のために必要と判断した上で提出を依頼する書類

第10条 営業時間及び休館日

1. 本クラブの営業時間は次の通りとする。

平日	10:00~23:00
土曜日	10:00~22:00
日曜・祝日	10:00~19:00

2. 毎週木曜日はクラブ休館日とする。なお、その他、休館日は本クラブが別途営業カレンダーによって定めるものとする。

第11条 改正

本細則の改正は、本クラブが必要に応じて行うものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとする。本細則を改正する時には改正日の1ヶ月以上前までにその内容をクラブの所定の場所に掲示し、本クラブホームページにて会員に告知するものとする。

第12条 本細則の発効

本細則は平成30年4月1日より発効する。